

## 羽村市防犯、交通安全及び 火災予防推進会議推進員の公募

市では、市内における犯罪、交通事故、火災を未然に防ぎ、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、平成21年4月に「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」を施行し、それに基づき推進計画を策定しました。

この計画に基づく施策を推進する組織となる推進会議の構成員が任期満了となるため、新たに推進員を公募します。推進会議では、関係機関および各団体との情報の共有を図りながら、推進計画の内容について、実施方法などの見直しを行います。

**応募資格** 18歳以上の市内在住・在勤の方で、防犯、交通事故、火災予防の観点から地域の安全について考えてみたい、またはすでにそのような活動に携わっている方

※現在、ほかの委員会や懇談会などの委員に在任している方は、応募できません。

**募集人員** 5人（応募者多数の場合は公開抽選）

**任期** 2年間

**開催回数** 平成23年度中に4回程度を予定

**開催日時** 原則平日昼間（2時間程度）

**謝礼** 1回2500円

**応募方法** 5月25日(水)までに、「住所・

氏名・年齢・職業・電話番号」を記入し、郵送・ファクス・Eメールアドレスは直接応募先へ（様式自由）

※抽選結果については、応募者全員にお知らせします。

**応募先・問合せ** 〒205-8601

（所在地記載不要）羽村市生活安全課交通・防犯係 554-2921

☒s106000@city.hamura.tokyo.jp



## 羽村市コミュニティバスはむらん 運営推進懇談会委員の公募

第三次羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会の市民公募委員を募集します。

市では、「はむらん」をもっと便利に多くの皆さんに利用していただけるように、羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会を設置し、いろいろな分野の方からご意見をいただきながら、皆さんの身近なバスとして、より良いものにしていきたく考えています。「はむらん」の事業運営について、あなたの考えをぜひ聞かせてください。

**応募資格** 市内在住の18歳以上の方はむらんに関心のある方

※現在、ほかの委員会や懇談会などの委員に在任している方は、応募できません。

**募集人員** 5人（応募者多数の場合は公開抽選）

**任期** 2年間

**開催回数** 平成23年度中に3回程度を予定

**開催日時** 原則平日昼間（2時間程度）

**謝礼** 1回2500円

**応募方法** 5月25日(水)までに、「住所・氏名・年齢・職業・電話番号」を記入し、郵送・ファクス・Eメールま

たは直接応募先へ（様式自由）

※抽選結果については、応募者全員にお知らせします。

**応募先・問合せ** 〒205-8601

（所在地記載不要）羽村市生活安全課交通・防犯係 554-2921

☒s106000@city.hamura.tokyo.jp



# 平成22年度 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

問合せ 庶務課法制係

平成22年度の市政情報、自己情報の開示などの実施状況についてお知らせします。

## 情報公開制度

情報公開制度は、市の保有する市政情報について、その内容を具体的に明らかにすることにより、市民の皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた市政運営を保障していくための制度です。

対象となる市政情報は、市の職員が職務上作成・取得した情報で、市が管理しているものです。情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要となります。

市政情報は開示することが原則ですが、個人のプライバシーに関する情報など、開示できないものもあります。

## 不服申立ての件数と処理の状況

請求した情報が開示できないと決定された場合、その決定に不服がある方は、不服申立てができます。

平成22年度は43件の申立てがあり、現在、39件を継続審査中です。

■ 市政情報の開示請求件数と処理状況 (単位：件)

実施機関	請求	決定内容				取下げ	却下	処理中	不服申立て
		開示	一部開示	不開示	不存在				
市長	180	83	67	25	42	3	1	0	43
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	8	6	0	2	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	1	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	189	89	68	27	42	3	1	0	43

※1件の請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、請求件数と処理状況の合計は異なります。

## 市からの情報発信

市では、情報開示の請求手続きをしなくても提供できる市政情報は、ホームページや広報はむらなどを通じて積極的に公表しています。

平成22年度は、財政状況や審議会などの会議録、人事行政の運営状況などをお知らせしました。

## 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めるとともに、市が保有する個人情報の本人による開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益などの保護を図り、市政の適正な運営を保障していくための制度です。

## 保有個人情報取扱事務の状況

市が申請書や届出書などで個人情報を取り扱う場合、その目的や内容について、市長に届出を行い、市長はそれを「個人情報保護審議会」に報告することが義務付けられています。

■ 個人情報取扱事務届出件数内訳 (単位：件)

実施機関	届出件数	項目別件数		実施機関	届出件数	項目別件数	
		新規	廃止			新規	廃止
市長	25	新規	14	農業委員会	0	新規	0
		変更	3			変更	0
		廃止	8			廃止	0
水道事業管理者	2	新規	1	監査委員	0	新規	0
		変更	0			変更	0
		廃止	1			廃止	0
教育委員会	5	新規	2	固定資産評価審査委員会	0	新規	0
		変更	1			変更	0
		廃止	2			廃止	0
選挙管理委員会	0	新規	0	議会	0	新規	0
		変更	0			変更	0
		廃止	0			廃止	0